

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福井市長 西行 茂

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)	
地域名 (地域内農業集落名)	三宅	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月 (第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」の農業法人と個人農家が担っている。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】 農業者の高齢化が進んできており、後継者の無い農地は集落外の農業法人に任せていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」の農業法人と個人農家が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、麦、大豆の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.8 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地の8割以上を目標に、できる範囲で集約化に取り組みたい。集落内で話し合い、地代など地域内の耕作条件を統一し、エリアごとに受け手に農地を配分する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を汲み取りながら、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備を行う考えはない(基盤整備実施済)。引き続き、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
田植え・収穫を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	-	☐ ②有機・減農薬・減肥料	-	☐ ③スマート農業	-	☐ ④輸出	-	☐ ⑤果樹等
-	☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	-	☐ ⑧農業用施設	-	☐ ⑨耕畜連携	-	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】								
①現時点で対策は必要ないが、今後電気柵の設置、防護柵等の対策を実施していく。⑦家庭菜園を行っていく。シバザクラ等の地被植物を植栽し、畦畔の草刈り作業の労働力を軽減していく。								

4 変更申請経歴

・農地転用による計画区域の農用地面積の減少 2筆 (令和7年7月)
